

酒類提供営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例の一部改正について

公布日：令和8年7月 6日
施行日：令和8年7月26日

広島県酒類提供営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例（通称：ぼったくり防止条例）が、**一部改正**されます。

条例第7条（営業の停止）第2号

改正前



改正後

ぼったくり防止条例
の改正部分

二 刑法（明治40年法律第45号）第159条、第161条（第159条の**文書又は図画**に係る部分に限る。）～中略～に規定する罪のいずれかに当たる違法な行為

二 刑法（明治40年法律第45号）第159条、第161条（第159条に係る部分に限る。）～中略～に規定する罪のいずれかに当たる違法な行為

* 刑法第159条：私文書偽造等、刑法第161条：偽造私文書等行使

刑法の改正部分（抜粋）

刑法の一部改正を含む「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第39号。）が施行され、刑法第159条の私文書偽造等の罪、第161条の偽造私文書等行使の罪の客体の対象に**電磁的記録文書等**が加わりました。

* 電磁的記録印象等／電磁的記録文書等を新たに定義付け

ぼったくり防止条例第7条（営業の停止）では、文書偽造の罪を含む一定の罪にあたる違法な行為をした場合、公安委員会は**営業停止**を命ずることができるとしています。今回の刑法一部改正により追加された電磁的記録文書等が含まれるよう、同条例の内容も改正しました。

想定され得る事例（例示）

客が酒に酔っぱらって意識朦朧としている状態に乗じて、従業員等が勝手にデジタルサインパッドに電子サインする方法でクレジットカード決済を行う場合など

